

事例番号:290300

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第三部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 40 週 1 日

14:26 陣痛開始のため入院

4) 分娩経過

妊娠 40 週 1 日

21:22 経膈分娩

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:40 週 1 日

(2) 出生時体重:2930g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:実施せず

(4) Apgar スコア:生後 1 分 8 点、生後 5 分 9 点

(5) 新生児蘇生:実施せず

(6) 診断等:

生後 5 日 退院

生後 7 ヶ月 眼球運動の異常、発達遅滞、筋緊張亢進を認める

(7) 頭部画像所見:

2 歳 0 ヶ月 頭部 MRI で先天性の脳障害を示唆する所見を認めず、大脳基底核・視床に明らかな信号異常を認めないが、両側前頭葉に軽度

萎縮を認める

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分: 病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師: 産科医 1 名

看護スタッフ: 助産師 1 名、看護師 1 名、助産学生 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

脳性麻痺発症の原因を解明することが極めて困難な事例であるが、先天異常の可能性を否定できない。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

分娩経過中の管理(分娩監視装置装着、内診等)は一般的である。

3) 新生児経過

新生児管理は一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

臍帯動脈血ガス分析を実施することが望まれる。

【解説】 臍帯動脈血ガス分析を行うことによって、出生直前の胎児低酸素症の状態を推定することが可能である。特に当該分娩機関はハイリスクの分娩を取り扱う施設であり、可能な限り全例に臍帯動脈血液ガス分析の実施が望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 今後は胎児心拍数陣痛図を 5 年間保存しておくことが望まれる。

【解説】 本事例は、胎児心拍数陣痛図の一部が保存されていなかった。「保険医療機関及び保険医療養担当規則」では、保険医療機関

等は、医療および特定療養費に係る療養の取り扱いに関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から 3 年間保存しなければならない。ただし、患者の診療録にあっては、その完結の日から 5 年間とするとされている。胎児心拍数陣痛図は、原因分析にあたり極めて重要な資料であるため、診療録と同等に保存することが重要である。

- (2) 分娩監視装置等の医療機器については時刻合わせを定期的に行うことが望まれる。

【解説】本事例では、診療録の記載時刻と胎児心拍数陣痛図の印字時刻にずれがあった。胎児心拍異常の出現時刻等を確認するため、分娩監視装置等の医療機器の時刻合わせは重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

- ア. 原因不明の脳性麻痺の事例集積を行い、その病態についての研究を推進することが望まれる。
- イ. 臍帯動脈血ガス分析は、分娩前の胎児低酸素・酸血症の状態を推測することが可能であり、重要な検査である。特にハイリスクの妊娠・分娩を取り扱う施設に対しては、可能な限り実施するよう働きかけることが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。